

# 校庭

## 1. 運動場機能

- 小学校 トラック周囲120m以上、直線走路50m以上を確保する
- 中学校 トラック周囲150m以上、直線走路50m以上を確保する
- 雲梯(小学校のみ)、鉄棒、砂場、体育倉庫を設置する
- 土舗装と合わせ、全天候型の舗装(人工芝等)も検討する

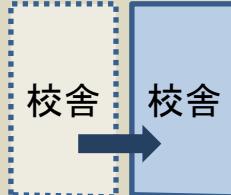
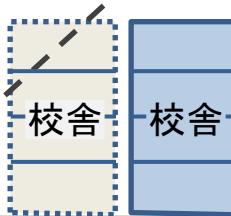
## 2. その他機能

- 小学校の学級園は、校庭または屋上に設置する
- 小学校の飼育小屋、ビオトープ\*は必置としない
- 備蓄倉庫とは別に、防災倉庫を校庭に設置する

### 3. 校庭の配置

- 日影規制\*・斜線制限\*や仮設校舎回避などの観点から、必要な機能を確保することを前提に、北側への配置も検討する

#### 北側校庭の検討例

	現状	改築(南側校庭)	改築(北側校庭)
平面	 校舎 校庭(南) 5000m <sup>2</sup>	 校舎 校舎 校庭(南) 2500m <sup>2</sup>	 校庭(北) 5000m <sup>2</sup> 校舎
立面 (斜線 制限 *)	 校舎 校庭(南) 5000m <sup>2</sup>	 校舎 校舎 校庭(南) 2500m <sup>2</sup>	 校庭(北) 5000m <sup>2</sup> 校舎
	絶対高さ制限、斜線制限*、日影規制*等において、既存不適格*または許可*を得た状態	現状と同じ場所では現行法に抵触するため、校舎を南に移動させなければならない	校舎を南側に配置すると、現状と同程度の面積の校庭を確保することができる